

スーパー・メガリージョン関連都市再生調査事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 スーパー・メガリージョン関連都市再生調査事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、本要綱の定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 補助金は、リニア中央新幹線の開業によって、国内の三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導する7,000万人規模の巨大都市圏の集積効果を最大限に引き出し、我が国全体の経済活力を向上させることで国際競争力の強化を図るため、関連する都市再生プロジェクトの組成・推進に向けた調査に対し、円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、スーパー・メガリージョン関連都市再生調査事業（以下「補助事業」という。）を実施するため必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で、補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

(実施主体)

第4条 補助事業者は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- 一 都道府県
- 二 市町村（特別区を含む。）
- 三 都市再生緊急整備協議会（準備協議会を含む。）
- 四 独立行政法人都市再生機構

(補助事業に要する経費)

第5条 補助事業を実施するために必要な経費は、次の各号に掲げる事業に係るものとする。なお、補助金交付の対象となる経費等は別表に定めるところによる。

- 一 スーパー・メガリージョンの集積効果を引き出す都市再生の構想化事業
- 二 スーパー・メガリージョン形成による新たなライフスタイル・ビジネススタイル検討事業
- 三 海外における国際都市の競争力強化に向けたベンチマーク事業

(国の補助)

第6条 国は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、2分の1を当該事業の補助対象経費に乗じた額以内を補助することができる。ただし、補助事業対象経費の上限金額は補助事業1件あたり1,500万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書及び大臣が必要と認める書類を別に定める期日までに、大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書等を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式2により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知を受けた日から起算して30日以内に様式3による申出書を、第7条の手続に準じて提出しなければならない。

(契約等)

第10条 補助事業者は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届けなければならない。

2 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画の変更の承認)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式 4 による申請書を、第 7 条の申請の手續に準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

2 大臣は前項の計画の変更等が適当であると認めるときは、様式 7 により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

3 大臣は、第 1 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 補助事業者は、第 1 項の変更の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ様式 5 による申請書を第 7 条の申請の手續に準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

（事業の中止または廃止）

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式 6 による申請書を、第 7 条の申請の手續に準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式 8 により速やかに報告書を大臣へ提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式 9 による状況報告書を大臣へ提出しなければならない。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 10 による実績報告書を大臣へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 16 条 大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式 11 により

確定通知書を補助事業者に交付しなければならない。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式 12 により命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(補助事業の是正命令)

第 17 条 大臣は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式 13 によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第 15 条の規定に準じ、取り扱うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式 14 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(交付決定等の取消し等)

- 第 19 条 大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。
- 一 補助事業者又は補助事業者以外であつて補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続

する必要がなくなった場合

- 2 大臣は第1項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式15により命ずる。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかの場合において、補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(取得財産等の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式16による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第17による財産処分等承認申請書及び大臣が必要と認める書類を大臣に提出し、その承認を受けなければならない(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、様式第18による財産処分による収入金報告書及び大臣が必要と認める書類を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
 - 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

(補助金の経理)

- 第22条 補助事業者は、補助事業について様式19による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第 23 条 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助事業にかかる歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 20 による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 24 条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第 7 条から第 22 条に準ずる条件を付さなければならない。

(概算払等)

第 25 条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式 21 による概算払請求書又は精算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、国から概算払により間接補助事業者に交付される補助金を受領した場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

(補助事業者の監督)

第 26 条 大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

別表（第5条）

<p>対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費（対象事業執行のために必要なコンサルティング会社・シンクタンク等の専門家によるデータ分析・設計等の高度に専門性を有する内容に限る） ・設備・機器等購入費（対象事業執行のために必要な設備・機器等、真に必要なもの） ・旅費（対象事業執行のために必要な出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費） ・使用料・賃借料（会場費、物品その他の借り上げ等、真に必要なもの）
<p>対象とならない経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接関係の無い会議（学会、講演会等）の参加のための旅費 ・人件費（補助事業者の職員の人件費） <ul style="list-style-type: none"> ※地方公共団体等、補助事業を行う事業者職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。 ・地方公共団体が当然備えているべき機器、汎用性の高い備品など（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費 ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費 ・その他、事業の実施に関連性のない経費